

2026 年 10 月 16 日

オーストラリアの国内ガス留保義務制度 -シリーズ#4: その他の重要論点

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット
橋本 裕、森 義雅、柳沢 崇文

はじめに

当研究所（IEEJ）はオーストラリア政府が実施した Domestic Gas Reservation Scheme（DGRS）法案（Exposure Draft Legislative Package¹）に関するコンサルテーション手続きにおいて、2026 年 9 月 24 日に正式なコメントを提出した。

その後、本件に関してオーストラリアの主要法律事務所が公表した法案分析、業界団体である Australian Chamber of Commerce and Industry (ACCI) の提出意見書、さらに限定的な形ではあるが一部企業が提出したコメント等を確認したところ、IEEJ コメントでは十分に掘り下げていなかった重要な論点が存在することを認識した。

これらの論点は、IEEJ が従来提起してきた投資確実性、既存契約保護、ウェスタンオーストラリア（WA）州制度との関係、長期輸出許可といった主要論点に代わるものではない。むしろ、制度設計から実際の制度運用へと議論が移行する過程において、今後重要性を増していく可能性のある実務的・法的・運用上の論点である。

本稿では、そのような「IEEJ コメントでは十分取り上げられていなかった重要論点」を整理し、今後のオーストラリアガス政策議論を理解する上での参考資料として提示する。

1 本制度は「20%留保制度」から「市場均衡メカニズム」へ変質している可能性

IEEJ コメントおよび従来の議論では、主として「LNG 輸出量の 20%を国内市場へ留保する制度」という理解の下で議論を行ってきた。しかし、Exposure Draft Legislation の分析を進めると、本制度の実態は当初想定されていた単純な留保制度から変化しつつある可能性が見えてくる。

この点について、Norton Rose Fulbright は、本制度案を単なる留保義務制度（reservation scheme）ではなく、市場均衡メカニズム（market-balancing mechanism）であると評価している。

¹ 2026 年 9 月に公表された Exposure Draft は、豪州政府が国内ガス供給留保制度（DGRS）の正式法案を議会へ提出する前に、関係者から意見を募集するために公表した法案草案である。

すなわち、法案においては 20% という数字は上限値として維持されているものの、実際の国内供給義務 (DSO) は、オーストラリアエネルギー規制庁 (AER) が実施する需要較正 (Demand Calibration) に基づいて毎年決定される仕組みへと変更されている。その結果、制度の中心は「20% という固定数値」ではなく、「予想需要の 110% 相当を国内市場へ供給する」という市場均衡目標に移行していると解釈することができる。

従って、今後の制度運用における論点は、「20% が高いか低い」「DSO が重いか軽い」だけではなく、「誰が需要予測を行うか」「110% という水準をどう決めるか」「AER がどのような方法論を用いるか」へ移っていくため、こうした行政的・技術的な判断が、制度全体の負担を左右することになる可能性がある。将来的には、「20% 制度」ではなく、「110% 市場均衡制度」として理解する方が実態に近くなる可能性がある。

2 「物理的接続」が必ずしも「供給可能性」を意味しない

Exposure Draft では、物理的なガス市場 (Physical Domestic Market) という概念が導入され、パイプライン接続を基礎として国内市場が定義されている。これは Draft Design Framework² と比較すれば、物理的に供給可能な市場を区分したという点では、改善と評価できる。

しかし、ある企業のコメントは、"physical connectivity does not equate to practical supply capability" という重要な問題提起を行っている。

確かに、パイプラインが存在していることと、実際にガスを供給できることは必ずしも同義ではない。パイプライン容量、圧力条件、ガス品質、商業条件、第三者設備へのアクセスが伴わなければ、名目上は接続されていても実際には供給できない。

特にノーザンテリトリー (NT) の案件では、名目上はパイプライン接続が存在していても、現実には東部市場へ意味のある量を供給することが困難であるとの指摘がなされている。本質的にはオーストラリア全体のガス市場設計にも関わる問題である。

今後、"connected" であることと "deliverable" であることを区別して議論する必要があると思われる。

3 制度の成功は供給数量ではなく長期契約で測定すべきである

今回の数点のコメントの中で、Australian Chamber of Commerce and Industry (ACCI) が提起した論点の中に、「制度の成功を何で測るべきか」という点がある。

現在の政府の説明は主として、供給量 (PJ)、国内市場への供給量 (何% の供給義務

² 2026 年 5 月に公表された制度素案。

が履行されるか)に焦点を当てている。

しかし ACCI は、「企業が長期契約を確保できるか」こそが重要であると主張する。

確かに、ガス需要家、発電事業者、製造業は、単にガスが市場に存在することではなく、今後長期にわたり供給が継続されるという確信によって投資を行う。将来の価格、将来の供給量、契約更新可能性、といった長期的予見可能性が重要であり、単に市場にガスが存在するだけでは十分ではない。

この論理は、実は IEEJ が従来から主張してきた、LNG 長期契約、供給信頼性の議論と共通している。

今後の制度評価においては、Domestic Supply Volume だけでなく、Long-Term Domestic Contracting も重要な評価指標となる可能性がある。

4 本制度はインフラストラクチャ不足解決の責任を LNG 輸出事業者へ転嫁している可能性がある

今回のコメント群の中で最も鋭い政策論点には、インフラストラクチャ整備の責任は誰が負うべきかという問題も含まれる。

ある企業は、"DGRS framework should not be used to shift responsibility for infrastructure deficiencies onto LNG exporters." と主張している。輸送インフラストラクチャ不足を解決するためには、パイプライン建設、コンプレッサー（圧送）設備、ガス貯蔵設備、顧客需要、規制承認など多くの要素が必要となる。

しかし、今次法案では、インフラストラクチャ制約がある場合であっても、LNG 輸出事業者に対して、それを克服する努力を行え、という含意が見られる部分がある。これは、ガス供給政策とインフラストラクチャ投資政策を事実上混同している可能性がある。

また ACCI も、長期的なガス安全保障のためには、新規ガス供給、パイプライン、貯蔵設備への投資促進が必要であると主張している。もしインフラストラクチャ整備責任や市場接続コストが事実上 LNG 輸出事業者へ転嫁されるのであれば、投資インセンティブを損ない、本制度が目指す将来供給の拡大という目的とも矛盾する可能性がある。

したがって、ガス不足を解消する責任は誰が負うのか、という点は、今後の制度運用上の重要論点となる可能性が高い。

まとめ

以上の論点は、IEEJ がこれまで指摘してきた、投資確実性、既存契約保護、WA 州

制度との関係、長期輸出許可、DSO の柔軟性といった主要論点を否定するものではない。むしろ、それらを補完するものである。

特に法案化後の議論においては、制度が存在するかどうかではなく、制度がどのように運用されるかがより重要になりつつある。

その意味で、

- AER による実務運営
- Demand Calibration
- Physical Domestic Market の解釈
- インフラストラクチャ制約の取り扱い
- 長期契約への影響

といった論点は、今後ますます重要になっていくものと思われる。

従って、DGRS の評価に当たっては、従来のガス供給の配分を中心とする政策論争だけではなく、実際の制度運用が投資、契約、市場構造および供給拡大にどのような影響を及ぼすかを継続的に注視していく必要がある。

参考

オーストラリア政府関連文書

1. Domestic Gas Reservation Bill 2026 (Exposure Draft), Australian Government, September 2026.
2. Domestic Gas Reservation (Consequential Amendments) Bill 2026 (Exposure Draft), Australian Government, September 2026.
3. Domestic Gas Reservation Levy Bill 2026 (Exposure Draft), Australian Government, September 2026.
4. Explanatory Memorandum - Domestic Gas Reservation Bill 2026, Australian Government, September 2026.
5. Explanatory Memorandum - Domestic Gas Reservation Levy Bill 2026, Australian Government, September 2026.
6. Domestic Gas Reservation Legislative Package - Explainer, Australian Government, September 2026.
7. Gas Market Code Reforms - Explainer, Australian Government, September 2026.

法務専門家の分析

1. Ben Cansdale, Katy Warner, Patrick Cranley and Jennifer Williams.
"Domestic Gas Reservation Scheme: Exposure Draft Legislation Released."
Clayton Utz, 14 September 2026.
<https://www.claytonutz.com/insights/2026/september/domestic-gas-reservation-scheme-exposure-draft-legislation-released>
(Accessed: 5 October 2026)
2. Martin Irwin, George Gibson, Soichi Arai and Angelique Barkas.
"Australia's Domestic Gas Reservation Scheme: Exposure Draft Released."
Norton Rose Fulbright, September 2026.
<https://www.nortonrosefulbright.com/en/knowledge/publications/dfbfadb4/domestic-gas-reservation-scheme-exposure-draft>
(Accessed: 5 October 2026)

業界・ステイクホルダー提出文書

1. Australian Chamber of Commerce and Industry (ACCI), Submission on the Domestic Gas Reservation Scheme: Exposure Draft Legislative Package, 24 September 2026.
2. Submissions by companies and organisations submitted during the consultation process for the Exposure Draft Legislative Package (September 2026) <https://consult.industry.gov.au/domestic-gas-reservation-scheme-exposure-drafts/submission/list>

註:

本稿は、IEEJ がこれまでに提出した文書において検討されていなかった論点を提示する補足的な検討資料として作成されたものである。 "Draft Design Framework" および Exposure Draft Legislative Package に関する IEEJ のこれまでの意見と併せてご参照いただければ幸いである。

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp